

早稲田大学校友会規則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、早稲田大学校友会という。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、校友の組織を充実させるとともに、会員と早稲田大学との関係を密にし、連携を強化することで、早稲田大学の事業を援助する。

(本部、支部および海外校友会)

第3条 本会は、本部を早稲田大学内におき、各道府県および東京都の23区と三多摩に支部をおく。また、海外に校友会をおくことができる。

2 地域、職域、職種、学部学科等の卒業生が組織する団体で、届出のあった場合は稲門会として登録する。

3 海外稲門会のうち、国を代表し主にその国の国籍を有する者によって構成される組織を校友会と称する。

4 支部および稲門会に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。海外校友会に関する事項は支部に準ずる。

(稲門祭および校友大会)

第4条 校友相互の親睦をはかるために、年1回、稲門祭を開催する。

2 会長は、本会の目的を遂行するため、必要ある時は校友大会を開催することができる。

第2章 会 員

(会員資格)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一 正会員
- 二 準会員
- 三 父母会員

(正会員)

第6条 正会員とは、次の各号に該当する者をいう。

- 一 早稲田大学卒業生
 - 二 教職員校友
 - 三 推薦校友
- 2 正会員は父母会員となることができない。

(準会員)

第7条 準会員とは、早稲田大学各学部に在籍する者とする。

(父母会員)

第8条 父母会員とは準会員の父母をいう。ただし、準会員が正会員になった後も父母会員であることを妨げない。

(教職員校友)

第9条 教職員校友とは、早稲田大学教職員である者、または、教職員であった者のうち、第6条第一号および第三号に該当しない者とする。

(推薦校友)

第10条 推薦校友とは、人格、識見その他早稲田大学校友として推薦するに足る人物で、代議員会において承認された者をいう。

2 推薦校友に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

(会費)

第11条 会員は、所定の会費を納入するものとする。

2 会費に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

3 本会は、主として会費を納入した会員に対し、事業を行なう。

(届出)

第12条 会員は、その住所、氏名および職業を変更した時は、速やかに校友会本部と支部本部もしくは稲門会本部に届け出るものとする。

(表彰)

第13条 本会に特に功労があった会員は、これを表彰することができる。

2 会員の表彰に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

は、別に規程をもってこれを定める。

省 略

第10章 雑 則

(早稲田大学の範囲)

第34条 本規則第6条第一号の早稲田大学卒業生とは、旧制(東京専門学校、大学部、専門部、高等師範部、高等予科、清国留学生部、専門学校、旧制学部、予科、大学院)、新制(各学部、各大学院)、旧制高等学校(工手学校、高等工学校、工業学校、工芸美術研究所附属技術員養成所、第一高等学院、第二高等学院)、新制高校(工業高等学校)、専攻科、産業技術専修学校本科、専門学校専門課程、芸術学校(専門課程)を卒業または修了した者をいう。

2 前項で定める新制(各大学院)の修了者には、博士後期課程修了要件のうち論文提出のみを残し退学した者を含む。

3 第1項で定める学校の内、旧制の各学校、新制高校(工業高等学校)、専攻科、産業技術専修学校本科、専門学校専門課程は機構改革により現存しない。

(規則の変更)

第35条 本規則は、代議員会出席代議員の3分の2以上の同意を経なければ、これを変更することができない。

(規程の制定および改廃)

第36条 規程の制定および改廃は、代議員会の決議をもってこれを行なう。

(事務局)

第37条 本会は、その事務を所管するために、本部に事務局をおく。

2 事務局に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

附 則

1 この改正規則は、平成2年5月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

2 昭和62年4月1日施行の規則は、この規則施行の日をもって廃止する。

3 改正規則施行前に、大学院博士後期課程修了要件のうち論文提出のみを残す者は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に示す基準日に会員資格を得た者とみなし、会員としての取扱いは、基準日の属する学年の博士後期課程修了者と同じとする。

一 昭和62年3月31日以前の該当者は、昭和62年3月31日

二 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日までの該当者は、昭和63年3月31日

三 昭和63年4月1日から平成元年3月31日までの該当者は、平成元年3月31日

四 平成元年4月1日から平成2年3月31日までの該当者は、平成2年3月31日

4 改正規則施行前に、代表幹事および常任幹事であった者は、この改正規則によって選任された者とみなす。ただし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成2年5月31日までとする。

5 改正規則施行前に、委員であった者は、この改正規則によって選任された幹事とみなす。ただし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成2年5月31日までとする。

6 改正規則施行前に、幹事であった者は、この改正規則によって選任された代議員とみなす。ただし、その任期は、第17条の規定にかかわらず、平成2年5月31日までとする。

7 改正規則により選任された役員の任期は、平成2年6月1日から始まるものとする。

省 略